

## 令和7年度国民健康保険料率等の算定について

## 1 納付金及び標準保険料率について

国民健康保険事業は平成30年度以降、都道府県単位で運営することとなり、都道府県が財政運営の責任主体となった。

- ・都道府県は、区市町村へ保険給付に要する費用を全額交付する。
- ・区市町村は、都道府県に対し「国民健康保険事業費納付金」を納付する。
- ・区市町村は、都道府県が定める「標準保険料率」を参考に保険料率を決定する。

## 【令和7年度中央区国民健康保険事業費納付金】

区分	納付額
基礎分	3,737,498,400円
後期高齢者支援金分	1,359,059,969円
介護納付金分	550,572,495円
合計	5,647,130,864円

## 【令和7年度中央区標準保険料率】

基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.88%	48,211円	2.94%	17,727円	2.41%	17,541円

## 2 特別区の保険料率等の算定について

## (1) 国保制度改革に伴う対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行

⇒ 原則、23区統一で対応

## (2) 令和7年度基準保険料率算定における基本的な考え方等

## ① 特別区独自の激変緩和措置について

平成30年度の国保制度改革による保険料負担急増を回避するため、特別区では納付金の94%を賦課総額に組み入れ、原則1%ずつ引き上げていく「独自激変緩和措置」（平成30年度から令和6年度まで）を実施することとした。

しかし新型コロナウイルス感染症拡大等により、計画通りに進めることができなかったことから、当初計画から遅れた2年延長することとし、令和8年度に納付金の100%を賦課総額とすることとした。

⇒ 令和7年度においては、独自激変緩和割合を99%として保険料率を算出。

② 介護納付金分の所得割率統一について

これまで各区設定としてきたが、都内保険料水準の統一を目指していくため、令和6年度から23区統一の基準保険料率を示すこととした。（令和8年度までは経過措置期間）  
 本区においては段階的に保険料率を見直し、令和6年度は基準保険料率2.36%から0.1%低い2.26%としたが、令和7年度から統一の基準保険料率2.25%を適用することとする。

3 令和7年度特別区及び中央区における保険料率等の改定

		特別区			中央区		
		令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
基礎分	被保険者数	1,707,073人	1,698,978人	▲8,095人	26,716人	26,630人	▲86人
	所得割率	8.69%	7.71%	▲0.98ポイント	8.69%	7.71%	▲0.98ポイント
	均等割額	49,100円	47,300円	▲1,800円	49,100円	47,300円	▲1,800円
	賦課限度額	650,000円	660,000円	+10,000円	650,000円	660,000円	+10,000円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	-	64 : 36	64 : 36	-
後期高齢者支援金分	被保険者数	1,707,073人	1,698,978人	▲8,095人	26,716人	26,630人	▲86人
	所得割率	2.80%	2.69%	▲0.11ポイント	2.80%	2.69%	▲0.11ポイント
	均等割額	16,500円	16,800円	+300円	16,500円	16,800円	+300円
	賦課限度額	240,000円	260,000円	+20,000円	240,000円	260,000円	+20,000円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	-	64 : 36	65 : 35	-
介護納付金分	被保険者数	624,354人	620,804人	▲3,550人	11,453人	11,350人	▲103人
	所得割率	2.36%	2.25%	▲0.11ポイント	2.26%	2.25%	▲0.01ポイント
	均等割額	16,500円	16,600円	+100円	16,500円	16,600円	+100円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	+0円	170,000円	170,000円	+0円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	-	62 : 38	63 : 37	-
計	一人当たり保険料	196,019円	192,238円	▲3,781円	225,064円	223,341円	▲1,723円

#### 4 令和7年度 収入別・世帯構成別保険料試算

(1) 年金受給者（65歳以上） 1人世帯 [世帯主（65歳）のみ]  
【保険料は（基礎＋後期）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R6年度保険料	19,680円	106,483円	234,503円	425,811円	621,141円	831,408円
R7年度保険料	19,230円	100,160円	216,980円	390,139円	566,939円	757,259円
対前年度	▲450円	▲6,323円	▲17,523円	▲35,672円	▲54,202円	▲74,149円
対前年度比	97.7%	94.1%	92.5%	91.6%	91.3%	91.1%

(2) 年金受給者（65歳以上） 2人世帯 [世帯主（65歳）＋配偶者（65歳収入なし）]  
【保険料は（基礎＋後期）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R6年度保険料	39,360円	119,603円	300,103円	491,411円	686,741円	869,620円
R7年度保険料	38,460円	112,980円	281,080円	454,239円	631,039円	821,359円
対前年度	▲900円	▲6,623円	▲19,023円	▲37,172円	▲55,702円	▲48,261円
対前年度比	97.7%	94.5%	93.7%	92.4%	91.9%	94.5%

(3) 給与所得者（65歳未満）1人世帯 [世帯主（40歳）のみ]  
【保険料は（基礎＋後期＋介護）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R6年度保険料	43,800円	204,475円	300,725円	512,475円	737,975円	992,350円
R7年度保険料	42,880円	193,285円	281,835円	476,645円	684,105円	918,130円
対前年度	▲920円	▲11,190円	▲18,890円	▲35,830円	▲53,870円	▲74,220円
対前年度比	97.9%	94.5%	93.7%	93.0%	92.7%	92.5%

(4) 給与所得者（65歳未満）2人世帯 [世帯主（40歳）＋配偶者（40歳収入なし）]  
【保険料は（基礎＋後期＋介護）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R6年度保険料	84,850円	253,735円	382,825円	594,575円	820,075円	1,038,360円
R7年度保険料	83,230円	241,705円	362,535円	557,345円	764,805円	986,680円
対前年度	▲1,620円	▲12,030円	▲20,290円	▲37,230円	▲55,270円	▲51,680円
対前年度比	98.1%	95.3%	94.7%	93.7%	93.3%	95.0%

(5) 給与所得者（65歳未満）3人世帯  
[世帯主（40歳）＋配偶者（40歳収入なし）＋子（5歳収入なし）]  
【保険料は（基礎＋後期＋介護）】

年 収	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	900万円
R6年度保険料	101,250円	279,975円	376,225円	627,375円	852,875円	1,045,210円
R7年度保険料	99,255円	209,310円	355,895円	589,395円	796,855円	1,013,530円
対前年度	▲1,995円	▲70,665円	▲20,330円	▲37,980円	▲56,020円	▲31,680円
対前年度比	98.0%	74.8%	94.6%	93.9%	93.4%	97.0%

## 5 その他

### (1) 高額療養費の自己負担限度額の引き上げについて

保険料負担の軽減を図ることを目的として令和7年8月から自己負担限度額を引き上げる。令和8年度以降は順次、所得区分の細分化、及び自己負担限度額の引き上げがされる予定。

(現時点での政府案)

70歳未満		現行		R7.8～R8.7	
区分	要件	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)
ア	年収約1,160万円～	252,600円+1%	140,100円	290,400円+1%	161,100円
イ	年収約770万～1,160万円	167,400円+1%	93,000円	188,400円+1%	104,700円
ウ	年収約370万～770万円	80,100円+1%	44,400円	88,200円+1%	48,900円
エ	年収～約370万円	57,600円	44,400円	60,600円	46,500円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	36,300円	25,200円

70歳以上		現行		R7.8～R8.7	
区分	要件	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)
現役 並み Ⅲ	年収約1,160万円～	252,600円+1%	140,100円	290,400円+1%	161,100円
現役 並み Ⅱ	年収約770万～1,160万円	167,400円+1%	93,000円	188,400円+1%	104,700円
現役 並み Ⅰ	年収約370万～770万円	80,100円+1%	44,400円	88,200円+1%	48,900円
一般	年収～約370万円	57,600円 外来特例18,000円	44,400円	60,600円 外来特例18,000円	46,500円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円 外来特例8,000円		25,300円 外来特例8,000円	
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 (一定所得以下)	15,000円 外来特例8,000円		15,400円 外来特例8,000円	

※ 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

※ 年収は目安の額であり、実際の区分の判定には所得等が用いられる。